

國學院大學學術情報リポジトリ

八・九世紀における国府運営の特質：
「便郡」の検討から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳田, 甫, Yanagita, Hajime メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000172

八・九世紀における国府運営の特質

— 「便郡」の検討から —

柳田 甫

はじめに

律令制下における地域支配は、中央から派遣された国司が在地豪族である郡司や民衆を統治するかたちで遂行された。律令が定める国司の職掌は、司法・行政・軍事など多岐にわたる。¹ また国内統治の拠点となった国府でも、一年を通して数多くの政務・儀礼が実施されていたことが指摘されている。³ しかし一国に占める国司の人数は、最大規模の大国においてさえ一〇人にも満たず、⁴ それらの職務すべてを国司ないしは国府が単独で

担っていたとは考えがたい。

渡辺滋氏は、物資を保管する正倉や納所が郡毎に設置されたこと、国府職員の数々が郡レベルと比較して明らかに少ないことをあげ、国府は郡レベルの行政機構に対する監督官庁としての側面が強く、自己完結性の低い組織であったと評価する。⁵ また森公章氏は、令制施行当初の国司は独自の権力を編成することができず、国務を遂行するためには郡司や国書生など在地の人々に依存せざるを得なかったと指摘している。⁶

これらの先行研究に従うならば、国司の政務遂行や国府運営にあたっては、下位の行政単位である郡に依存する面が強く、

特に国府が置かれた郡(国府所在郡)は、他郡よりもその比重が大きかったものと推測される。国府所在郡の特質については、出雲国府と意宇郡家、軍団、駅家が同所に所在したとする『出雲国風土記』の記載がよく知られているように、他郡とは異なる機能・景観を有していたと考えられている⁷⁾。しかし国府所在郡が国郡行政上、いかなる役割を担ったのかという問題については、従来必ずしも十分に検討されてこなかった。そのようなかで、亀谷弘明氏による駿河・伊豆国の地域行政に関する研究は注目すべきで、駿河国の国府所在郡である安倍郡について、国府に出仕する下級官人の輩出や税負担などの面で他郡とは異なる性格を有していた可能性を指摘している。駿河国安倍郡の事例は、国府所在郡が国府運営の人的・物的な基盤であったことを示すものといえよう。

本稿ではかかる論点に従い、国府所在郡が有した「便郡」の機能について検討し、律令制下における地域支配の実態や、国府運営と周辺地域の関係を明らかにしていきたい。

一、国郡行政と「養郡」

本節ではまず、国府所在郡の特質を示す事例として「養郡」

をとりあげる。この「養郡」についてはすでに、川尻秋生・森両氏による研究がある。はじめにこれらの先行研究に学びつつ、「養郡」の基本的な性格について整理する。

最初に「養郡」に関する史料を掲げる。

【史料1】『延喜式』卷五十 雜式

凡国司等、各不得置養郡。

史料1では「資養郡」と記され、これを国司が置くことを禁じている。しかし、この記述だけでは「(資)養郡」の具体的な性格を知ることにはできないので、もう少し詳細な内容の記事をとりあげる。

【史料2】『続日本紀』天平十五年(七四三)五月丙寅(二十八日)条

禁断諸国司等不在旧館、更作新舍、又到任一度須給鋪設、而雖経年序、更亦給之。又各置養郡勿令煩資養。

これによると、国司が旧館に居住せずに新たな館を建てることを禁止し、鋪設(薦・席等)については任期中に一度だけ取り替えることを許している。また国司が「養郡」を置き、その郡が国司の資養に煩わされることを禁じている。

右にあげた史料1・2を除けば、「養郡」に直接ふれた史料

はなく、その実態を説明する記述もないが、「養」には養うという意味があることから、「養郡」とは国司を資養する特定の郡のことで、国司が必要とする労働力や物品をまかなう郡のことを指すと考えられる。さらに史料2で、国司館の新造と「養郡」の設置が同時に禁止されていることから、両者の密接な関係が想定される。

【史料3】『類聚三代格』巻七 牧宰事 弘仁五年（八一四）六月二十三日太政官符

禁制国司任意造館事。

右太政官去四月廿六日下_三五畿内諸国符備、檢_二天平十年五月廿八日格_一備、国司任意改_二造館舍、儻有_二一人病死、諱惡不肯_二居住。自今以後、不得_レ除_レ載_二国図_一進上_上之外輒擅移造。但隨_レ壞修理耳者。而諸国之吏未_レ有_二循行、或妄称崇咎_二避遷無定、或輒隨_二情願_一改造弥繁、百姓勞擾莫_レ不由_レ此。今被_二右大臣宣_一備、奉_レ勅、宜_レ更下知令_レ慎_二将来。自今以後、国司之館附_二官舍帳、每年令_レ進、隨_レ破修理_一依_レ先格。若有_レ廢_二其本館、更當_二他処、及增_二構屋宇、令_レ致_二民患_一者、科_二違勅罪_一。官僚知而不_レ礼、並与_二同罪_一。

史料3は「先格」として天平十年五月二十八日の格を引く

が、これは天平十五年の誤りで、史料2のことを指すと考えられる。ここではより詳しく禁制の内容を述べており、それによれば国図に載せたもの以外の館舎を造営することが禁じられていた。しかし、この禁制は必ずしも遵守されなかったらしく、『政事要略』巻八四、礼彈雜事の承和元年（八三四）十一月五日付佐渡国三郡百姓等解には「一、守嗣根、余利を求めむが為、旧館を捨て、更に新館を造るの状」とあって、旧館を捨てて新館を建てた国守嗣根が三郡の百姓たちに訴えられている。ここに「余利を求めむが為」とみえることから、国司館の新造は、国司に利益をもたらすものであったことが窺われる。このように、国司館新造のための労働力や資材を調達する目的で「養郡」が設定され、過度な賦課がおこなわれたことから、禁制が発せられたのであろう。¹³⁾

それではどのような郡が、「養郡」として国司の資養にあたったのであろうか。森氏は国司に対する物資供給という観点から、「養郡」は国府所在郡が有した国府や国司を資養する機能を指すのではないかと推定し、その根拠として諸国正税帳にみえる国府所在郡の支出をあげている。¹⁴⁾

【史料4】養老儀制令18元日国司条

凡元日、国司皆率_二僚属・郡司等_一、向_レ庁朝拜。訖長官受

賀。設宴者聽。(其食、以「当処官物及正倉」充。所須多少、從別式。)

史料4にみえるように、儀制令には元日に国司が僚属・郡司らを従えて国庁正殿に向かい、天皇に対する朝拜をおこなうこと、次いで長官が僚属・郡司らから年賀を受け、その後には饗宴に移ることが定められている。令文ではこの饗宴の酒食について、「当処の官物及び正倉」すなわち国府財源を充てるよう規定しているが、実際には国府所在郡より支弁されていたらしい。

【史料5】天平四年(七三二)度「越前国郡稻帳」首部¹⁶⁾

元日刀祢郡司及軍毅并参拾式人食料稻陸束肆把

塩参合式夕 酒壹斗陸升(人別、稻二把・塩一夕・酒五合) 丹生郡

史料5によれば、天平四年における越前国の支出のうち、国庁でおこなわれる元日朝賀に参加した「刀祢・郡司及び軍毅」に供された稻・塩・酒等の食料は、国府所在郡である丹生郡が負担したことがわかる。また同史料の丹生郡部には「加賀郡より式任束を移す」、加賀郡部にも「丹生郡に式任束を移す」とみえ、加賀郡から丹生郡へ稻二千束が移入されており、丹生郡が負担する国府運営費に充てられていた。¹⁷⁾

【史料6】天平八年度(七三六)「薩摩国正税帳」高城郡部
春秋积奠料稻玖拾式束先聖先師并四座

料稻壹束陸把(座別四把) 国司以下学生以上惣

七十二人 食稻壹拾肆束肆把(人別二把) 脯参拾壹斤

直稻参拾壹束(々別一斤) 鯁参拾陸金 直稻参

拾陸束(々別一斤) 雜腊壹斗伍升 直稻陸束(々別二

斤五合)

雜菓子参斗 直稻参束(々別一斗) 酒捌斗(先聖先師

座別二升 国司以下人別一升)

元日拝朝庭刀祢国司以下少毅以上惣陸拾捌人

食稻壹拾参束陸把(人別二把) 酒陸斗捌人(人別一升)

同様に史料6の薩摩国の事例でも、元日朝賀に参加した「刀祢国司以下少毅以上」の食稻・酒を、国府所在郡である高城郡が支出している。さらに同国では、春秋二仲に国府でおこなわれた積奠の費用についても、同じく高城郡が負担していたことがわかる。¹⁸⁾

【史料7】『万葉集』卷十九(四二五)一番

五日平旦、上道。仍国司次官已下諸僚、皆共視送。於時射水郡大領安努君広島、門前之林中、預設「餞饌之宴」。于此大帳使大伴宿禰家持、和「内蔵伊美吉繩磨捧」盞之歌「一

首

玉梓の道に出で立ち行く我れは君が事跡を負ひてし行かむ

また史料7は、天平勝宝三年（七五一）八月五日、越中守であった大伴家持がその任を終えて帰京する際、国府所在郡である射水郡の大領安努君広島から送別の宴を受けたときの歌である。ここでの饗宴の場を、越中国府の「門前」とするか、射水郡家の「門前」とするか判断しかねるが、国府所在郡の郡司が国守の饗宴を設けている点は注目される。出雲国のように国府と郡家の位置が近接していたとすれば、国府所在郡の郡司が国司に奉仕する機会は他の郡よりも多かったものと考えられる¹⁹。

以上のことから「養郡」とは、国府運営や国務遂行のために国府所在郡が労役や物資を負担したことが嚆矢となり、その後、国司が私利を計って過度な賦課がなされるようになったため、禁制が加えられるにいたったと推察される。ところでこのようにみていると、国府所在郡の特質性は「養郡」として国府・国司を資養する点にあったように思われる。しかし、改めて諸国正税帳を見直してみると、「養郡」のみでは説明できない国府所在郡のあり方もみえてくる。

先述の天平四年度「越前国郡稻帳」では加賀郡から国府所在

郡である丹生郡へ二千束の郡稻が移入されていたのに対し、天平二年（七三〇）度「越前国正税帳」では逆に、「加賀郡に式伯漆拾陸斛漆斗参升を納む」（丹生郡部）、あるいは「丹生郡より式伯漆拾捌斛漆斗参升を納む」（加賀郡部）とあり、天平四年度よりも少量ではあるが、丹生郡から加賀郡へ正税が移入されている。同様の事例はほかの国の正税帳でも散見され、例えば天平二年度「大倭国正税帳」の山辺郡部では「高市郡の漆拾陸斛壹斗漆升壹合、城上郡の式拾陸斛玖斗伍升伍合を移し納む」とか、「宇陀郡の壹伯壹拾捌斛壹斗壹升、十市郡の参拾壹斛陸斗式升壹合、高市郡伍拾斛式斗陸升玖合を移し納む」とあり、山辺郡に対して国府所在郡である高市郡をはじめ、城上・宇陀・十市等の諸郡から穀が移されており、天平六年（七三四）度「尾張国正税帳」の某郡部では「中嶋郡より来る壹阡肆伯捌拾式束」とあって、国府所在郡の中嶋郡から某郡へ正税が移入されている。また天平九年（七三七）度「長門国正税帳」の豊浦郡部では「厚狭郡へ式伯肆拾束を遷往す」とあり、国府所在郡である豊浦郡の正税が厚狭郡へ移され、天平九年度「豊後国正税帳」の某郡部では「大分郡より来る穎稻壹万式仟束を納む。国崎郡より来る稻穀式伯陸拾捌斛式束を納む」とあり、国府所在郡の大分郡と国崎郡から某郡へ正税が移入されてい

る。

以上のように、諸国正税帳では国府所在郡の正税を他郡に充填する事例がしばしばみられるのだが、「養郡」として国府運営・国司資養のために確保されるべき国府所在郡の財源が積極的に他郡へ移入されている実態を、どのように理解すればよいのだろうか。

この疑問を解決するためには、国務運営と郡の關係について検討する必要がある。そこで次節では、「便郡」の検討を通して国府とその周辺の郡との關係をみていく。

二、「便郡」にみる国郡行政の特質

特定の郡に対して物資や租税を負担させる賦課方法には、「養郡」のほかに「便郡」と称される事例がある。しかし「便郡」については管見の限り専論がなく、これまでほとんど注目されることがなかった。本節では「便郡」の有する機能を検討することで、古代における国郡行政の特質を明らかにしたい。

「便郡」に関する史料は少なく、史料8〜12の五点のみである。その内容も詳細とはいえないが、ひとまず関連記事を列挙してみる。

【史料8】『続日本紀』天平宝字八年（七六四）三月丙辰（十九日）条

淡路国、比年亢旱、無種可播。転紀伊国便郡稻、以充種子。

【史料9】『延喜式』卷四十六 左右衛門府 御齋会条

凡正月講最勝王經所、進衛士十五人并雑花一櫃。〈諸衛以次進之〉。其種子稻五十束請山城国便郡。簡脩為十三荷、亦進会所。

【史料10】『類聚国史』卷一八二寺田地 延暦十二年（七九三）

七月辛卯（十五日）条

勅、葛野郡百姓口分田、多人都中。宜停山背国雑色田、班給百姓。其代於四畿内置。又神田以便郡田充之。但寺田、准旧例、莫充其代。

史料8は淡路国が旱魃で播種する種子稲がないため、隣国である紀伊国の「便郡」の正税を充てたというもので、史料9は正月の御齋会に供する種子稲五〇束を山城国の「便郡」から供出させたという史料である。また史料10は平安京遷都に関する勅で、大和国葛野郡の百姓口分田が平安京内に入ってしまうため、山城国の雑色田を停止して葛野郡の百姓らに班給し、代わりに四畿内諸国に雑色田を配置すること、神田は「便郡田」を

充てるが、寺田は旧例に准じて代替地を充てないことが命じられている。これらはいずれも、特定郡への賦課や田地の充當を記したものであるが、その具体的な性格は判断しがたい。

【史料11】『続日本紀』延暦八年（七八九）七月甲寅（十四日）
 条

勅伊勢・美濃・越前等国曰、置関之設、本備非常。今正朔所施、区宇無外。徒設関險、勿用防禦、遂使中外隔絶、既失通利之便、公私往来、每致稽留之苦。無益時務、有切民憂。思革前弊、以適變通。宜其三国之関、一切停廢、所有兵器・粮糒、運収於国府、自外館舍、移建於便郡^上矣。

史料11は、三関停廢の勅として著名な記事である。その概要は、三関は非常事態に備えるために設けられたものであったが、いまや天皇の統治が遍くいきわたっており、もはや関を設けて防衛に用いることは不要となり、ただ交通を阻害して民衆を苦しめるだけなので三関を停廢し、そこにあった兵器・食糧は国府に、関司らの館舎は「便郡」に移設せよというものである。

それでは三関の館舎が移設された「便郡」とは、具体的にどの郡を指すのであろうか。『国史大辞典』は「便近の郡」と解

して具体的な郡名をあげないが、新日本古典文学大系『続日本紀』同日条の脚注では、鈴鹿関は伊勢国鈴鹿郡へ、不破関は美濃国不破郡へ、愛発関は越前国敦賀郡へそれぞれ館舎を移したとしている。右の理解に従えば、三関のうち鈴鹿関と不破関は国府所在郡の郡家へ移設されたことになる。これは三関の維持・管理が国司の職掌であったためとも考えられるが、愛発関が敦賀郡家に移設されたとすれば、単に関から最も近い郡家が選択されたともとらえられる。したがってこの場合の「便郡」とは、移設に便利な三関から近くにあった郡（国府所在郡を含む）のことを指していると考えたい。

【史料12】『類聚三代格』卷十四 出举事 弘仁五年（八一四）

九月二十二日太政官符

应^レ收納官物依^レ本倉事

右檢^レ右大臣今月廿日奏状^レ稱、諸国所^レ収官物、本倉色目具注^レ税帳。而或国司非^レ必其人、有^レ便郡^レ稱即充^レ公廩。当土百姓不^レ得^レ拳給、遠授^レ他郡、徒疲^レ往還。是以不便之^レ处物数有^レ剩、至^レ于交替^レ通計諸郡、名無^レ欠失^レ実与^レ帳違。積習成^レ俗其弊未^レ改。彼出雲国最多^レ此類。縱令甲郡^レ应^レ貯而納^レ乙处、狂賊作^レ乱、還致^レ失火、帳注^レ全倉、物既灰燼。公家之損莫^レ過^レ斯甚。伏望、自^レ今以後、下^レ知諸

国「依」帳收納。甲乙之郡不「許」通計。若本倉相違准「状」科
 処、庶令「官家少」損黎民急濟者。中納言正三位藤原朝臣
 葛野麻呂宣、奉「勅」、依「奏」、其年中雜用亦准「所」收物
 數「彼此通用」之、不「得」輒遂「便郡」全充^中一処^上。

史料12は国郡財政と「便郡」の関わりを述べたものであるが、それによれば「便ある郡」の官稲は公廩に充てられ、出挙稲すら確保されないのに対し、不便な郡では官稲に余剰が生じている。そのため国司が交替する際、諸郡を通計して欠失のないよう操作しており、帳簿上の記載と実態に相違がある。これが慣習化して改められず、特に出雲国に顕著であった。同国では特定郡に官物を収納していたため、賊乱や失火によつて灰燼に帰してしまった。そのためこれ以降は諸郡間の通計を許さず、帳簿の記載と正倉内の実数に相違があれば科処することとし、年中の雑用は収納物数に準じて各郡から支出し、たやすく「便郡」のものを用いることを禁じるといふものである。

この史料は、これまで掲げた史料に比べ、「便郡」の性格について比較的詳細に記載している。まず「便郡」の稲が公廩、つまり官衙の経費や官人の給与に充てられたことがわかる。公廩田や公廩稲が国内のどの郡に設定されるのか、律令等に明確な規定はないが、史料12によれば便郡が負担したことが判明す

る。そして「便郡」の稲の多くが公廩に用いられてしまつたため、その土地の百姓は出挙が受けられず、やむなく遠くの他郡まで赴いて出挙を受けたとする。史料12に対応する『日本後紀』弘仁五年九月癸巳条では、「遠く他郡より授かる」の部分を「百姓に賜ふは、必ず遠郡に於いてす」と記載しており、「便郡」に対する語として「遠郡」が用いられている。「便郡」の稲が国司の公廩に充てられていることをふまれば、この「遠郡」とは国司の駐在する国府所在郡から遠く離れた郡のことを指すと解釈できる。そして、このような「便郡」の運用が著しい国として、出雲国の例があげられているのである。

実際、史料12の太政官符が発せられた弘仁五年には、出雲国で俘囚の反乱（いわゆる「荒檀の乱」）が発生しており、「狂賊乱を作し、還た失火を致す」とあるのはおそらくこの騒乱のことを指しているのだろう。

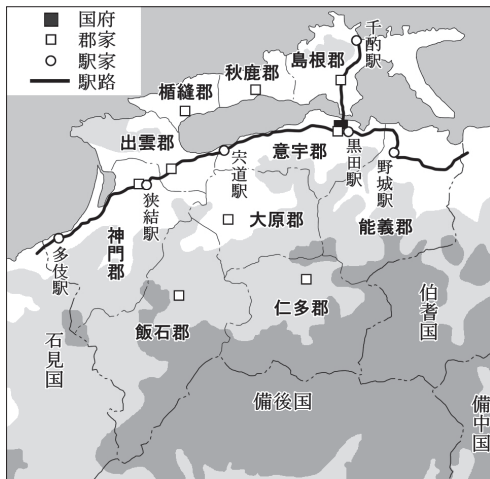
【史料13】『類聚国史』巻一九〇風俗 俘囚 弘仁五年五月甲子（十八日）条

免^三除出雲国意宇・出雲・神門三郡未納稲十六万束。縁^レ有^レ俘囚乱^一也。

史料13は史料12の太政官符が発せられる四ヵ月ほど前の記事で、俘囚の反乱があったため、出雲国の意宇・出雲・神門三郡

の未納稲一六万束を免除している。史料13はなぜ、この三郡だけが俘囚の反乱により官物の損失を受けたのか明記していないが、史料12の内容を加味して考えれば、出雲国の官物はおそらく意宇・出雲・神門の三郡にまとめて収納されており、それが俘囚の反乱によって灰燼と化してしまい、国内財政が大きな損害を被ったための措置と理解できるだろう。また、はじめにもふれたように、出雲国府と意宇郡家は同所に所在しており、山陰道によって出雲郡家・神門郡家と直結していた(図版)。国府との位置関係はもちろんのこと、交通路の面でもこの三郡は「便ある郡」であった。²³⁾すなわち、史料12が述べる出雲国の「便郡」とは、具体的には史料13にみえる意宇・出雲・神門三郡を指すと考えられるのである。

以上みてきた「便郡」の特徴をまとめておこう。まず「便郡」とは、国内の特定郡に対し、租税や貢進物を負担させる際に用いられる表現であった。それはその名称の通り、国司にとつて運用しやすい郡であり、その正税は優先的に公解に充てられ、国内の官物が「便郡」の倉に一括して収納される場合もあった。その選定基準としては、国司の居所である国府所在郡やその近隣郡、交通の便が良い郡が選ばれた。このような「便郡」の性格をふまえれば、前節で掲げた国府所在郡の正税運用



【出雲国全体図】(『日本古代道路事典』
〈八木書店、2004年〉を元に作成。一部改変)

に関する疑問も氷解するだろう。すなわち、「便郡」の正税が公解や年中雑用等に優先的に充てられたのであれば、いずれかの郡で正税に不足が生じた場合にも、国府所在郡・近隣郡などの「便郡」から補填されたものと考えられる。「便郡」の正税は、国司にとつて最も運用しやすい財源だったのである。

ところで、前節で検討した「養郡」の関連史料1・2はいずれ

れも禁制であったが、よく似た性格を持つ「便郡」については、史料8～11をみる限り、むしろ律令国家によって積極的に活用されていたように思われる。この両者の違いは、どこにあるのだろうか。ひとつの可能性として考えられるのは、「便郡」は地方支配を円滑におこなうための慣行として容認されたが、国司が私的な目的から国府所在郡や近隣の郡に賦課をおこなう、「余利」(＝私利)を得たり、領民を疲弊させた場合には、律令国家はこれを「養郡」とみなして禁制を加えたのではないだろうか。²⁴⁾史料12では、官物の収納や年中雑用の支出を「便郡」のみに負担させないよう諫めているが、「便郡」そのものを禁止しているわけではない。このことは、「便郡」が地方行政において重要な役割を果たしていたことを示唆している。

文献史料から読み取れる「便郡」の情報は、右にみてきた通りである。ただ「便郡」の実態については、なお検討の余地があるように思われる。次節では、諸国国府の発掘調査成果を手がかりに、「便郡」が国府運営に果たした役割を考えてみたい。

三、国府跡出土の「郡厨」墨書土器にみる「便郡」の実態

前節では、国郡財政の面から「便郡」の性格を検討した。しかし、国司の職掌の多面性を考慮すれば、「便郡」には財政面以外にも様々な役割が求められたことが推測される。「養郡」に指定された郡が、国司・国府のために物資だけでなく人員(労働力)をも供出したことはすでに述べたが、同様のことは「便郡」にも当てはまるのではないだろうか。

前掲史料4の「設宴者聴」にかかる古記(『令集解』所引)には「謂ふところは、饌具は官物を用ひ、兼ねて郡司らの相餉る食物を受くるなり」とあり、国庁でおこなわれた元日朝賀では、国司が国府財源を用いて郡司らを饗応すると同時に、郡司らから食物の供献を受けていた。これに関連して山中敏史氏は、諸国の国府跡から出土した郡名墨書土器に注目し、特に下野国府跡出土の「寒川厨」が寒川郡厨家を示すと考えられることから、墨書土器に記載された郡名は、「○○郡厨家」を省略した表記である可能性が高いことを指摘した。そして、そのような「郡厨」墨書土器が国府跡から出土する背景を、国府にお

ける元日朝賀等での饗宴に際して郡厨家が動員され、供膳に関わる物資を調達・運搬したり、調理などの労役が提供されたのではないかとしている。⁽²⁶⁾先行研究では、国府での饗宴に被管諸郡の関与があったことを指摘するものの、どのような郡が関わったのかという点にはあまり留意していない。しかし、国府での政務・儀礼にともなう動員であれば、そこに「便郡」が関わった可能性は高いだろう。そこで本節では、国府跡から出土した「郡厨」墨書土器を分析することで、国府運営に果たした「便郡」の役割を検討する。

(1) 出雲国府

前節では出雲国の「便郡」が、国府所在郡である意宇郡とその近隣に所在した出雲郡・神門郡であった可能性を指摘した。この推定の妥当性を検討するため、はじめに出雲国府跡より出土した地名墨書土器を検討する。

出雲国府跡⁽²⁷⁾は島根県松江市大草町・山代町地内に所在し、意宇平野南部を東流する意宇川北岸の六所神社付近に位置している。国府の北方には条里制の畦畔が残る水田地帯が広がっており、その東北には国分二寺の遺跡がある。また平野西部からは「出雲国風土記」に記載される山代郷正倉跡がみつかっている。出雲国府跡からは木簡など様々な文字資料が出土しており、

特に墨書土器については、郡・郷名を表すと考えられるものが多数検出されている。それらを郡ごとに整理すれば、以下のようになる。⁽²⁸⁾

意宇郡：「意宇」、「舍人」(舍人郷)、「安」(安来郷)、「賀」(賀茂郷)、「林カ」(林〔拜志〕郷)

出雲郡：「出厨」(出雲郡厨家)、「三太三」(美談郷)

神門郡：「神門」、「高」(高岸郷)、「南」(南佐〔滑狭〕郷)

その他：「尔」(仁多郡カ)、「大」(大原郡または意宇郡大草郷)

この内訳を一見して明らかかなように、事例のほとんどを意宇・出雲・神門の三郡が占めている。特に出雲郡厨家を示す「出厨」の墨書土器が出土していることから、出雲国府における饗応・給食活動に、出雲郡厨家が動員されたことがわかる。その他の郡・郷名墨書土器についても、国府の雑務のため的人员を郡司が動員した可能性が指摘されており、⁽²⁹⁾出雲国府の運営にあたっては意宇・出雲・神門の三郡が人員や物資を供出していた。以上のことから、右の三郡が出雲国の「便郡」であったという推論も、一定の妥当性を認めてよいと思われる。

ただし出雲国の場合、国府所在郡である意宇郡は神郡であり、他の諸国よりも特殊な事情を有していたことに留意しなけ

ればならない。³⁰⁾したがって、ここで得られた分析結果を、ただちに他国にも敷衍することはためらわれる。そこで次には、神郡以外の事例をみていくことにしたい。

(2) 相模国府

相模国府の所在地については、終始一カ所に置かれたのではなく、二遷ないし三遷したとの見方がなされている。三遷説は、初期国府を国分寺が所在する高座郡に置く説と、千代廃寺の存在を根拠として足柄郡に置く説があり、次いで『和名類聚抄』『拾芥抄』が記載する大住郡へ移転し、さらに十二世紀成立の一〇巻本『伊呂波字類抄』が記載する余綾郡へ移ったとみる。それに対して二遷説では、右の高座国府・足柄国府を認めず、初期国府は大住郡に置かれ、後に余綾郡に移ったとみており、現在はこちらの説が有力視されている。³¹⁾

右にあげた国府候補地のうち、大住国府については平塚市による広域な発掘調査がおこなわれ、国庁の東西脇殿と考えられる大型掘立柱建物を検出した湘南新道関連遺跡群を中心として、「曹司」「政所」と記された墨書土器を検出した高林寺遺跡、「国厨」銘墨書土器が出土した稲荷前A遺跡・天神前遺跡、連房鍛冶工房跡と考えられる六ノ域遺跡など、国府に付属する諸施設がみつかっており、南北約八百m、東西約二kmにわたる国

府域が復元されている。³²⁾

稲荷前A遺跡では、八世紀第3四半期に属する「国厨」墨書土器が六点出土しているが、同時に「大住厨」「大厨」「大住」と記す八世紀第2四半期の墨書土器が一点ずつ出土しており、それらはいずれも大住郡厨家を表していると考えられる。稲荷前A遺跡に隣接する天神前遺跡の第八地点からは、九世紀中葉の「国厨」墨書土器のほか、「郡厨」（八世紀中葉～後半）や「大住」（九世紀前半）と記した墨書土器が一点ずつ出土している。³⁴⁾「郡厨」の事例は全国的にもかなり珍しいが、やはり大住郡厨家を省略した表記であろう。

大住郡家の所在を示す遺構は、まだ発見されていない。そのため、右にみた稲荷前A遺跡・天神前遺跡を大住郡家に付属する厨家の遺構とみなすのか、あるいは国府厨家の饗応・給食活動に大住郡厨家が動員されたのか、現時点で断定することはできない。ただし、稲荷前A遺跡の第三地点からは、「旧鼓一」と墨書された八世紀第2～第3四半期の土師器甕が出土している。³⁵⁾この「鼓」は、『延喜式』や平城京木簡にみえる相模国の特産物である。鼓は毎年作られるため、一年以上経過した古い鼓を指して「旧」と表記したもので、その保存・貯蔵にかかわる郡家や厨家も墨書土器出土地点の近くに存在したと推定され

る。⁽³⁶⁾

「大住」墨書土器は、先述の高林寺遺跡や国府域内の山王A遺跡、国府域西方の厚木道遺跡からも出土しており、大住郡厨家が国府域周辺で広範に活動したことを示している。以上のことから、相模国においても国府所在郡である大住郡が、国府運営に主要な役割を果たしたことが読み取れるのである。

(3) 上総国府

上総国の国府は、「和名類聚抄」によれば市原郡にあつたとされる。国府・市原郡家の位置は確定されていないが、市原市北部の市原台地上には、国府推定地とされる古甲遺跡や市原郡家推定地の郡本八幡神社を中心とした郡本遺跡群が所在しており、その西南方には国分二寺の遺跡が位置している。

稲荷台遺跡は、郡本八幡神社の南方約1km、国分尼寺跡からは北東方約1kmの場所に位置しており、八世紀後半〜十一世紀初頭の遺構が検出されている。その立地状況に加えて、「国厨」墨書土器（八世紀後半）や金銅製帯金具、円面硯などのほか、九〜十世紀の掘立柱建物群と祭祀遺構があり、それにとまなう大量の施釉陶器が出土していることなどから、上総国府関連の遺跡とみなされている。⁽³⁷⁾

稲荷台遺跡E地点からは、先述した「国厨」墨書土器のほか

に、国府所在郡である市原郡の厨家を表す「市厨」墨書土器（八世紀後半）が出土している。稲荷台遺跡から検出された建物遺構の構成は、厨遺構の確実な事例とされる胆沢城跡第五次発掘調査遺構や、『上野国交替実録帳』が記載する郡家厨院の施設構成とは異なるため、稲荷台遺跡そのものを国府または郡家の厨家とみなすことは難しい。同じくE地点から出土した「上」⁽³⁸⁾墨書土器（八世紀後半）を加味すれば、稲荷台遺跡は国府域内に置かれた国司館に類する施設で、国府・市原郡の厨家が弁備した料理がふるまわれる饗応の場であつたと解せるだろう。⁽³⁹⁾ 上総国の場合でも、国府が主催する饗宴にあつては、国府厨家とともに国府所在郡の厨家が動員されたのである。⁽⁴⁰⁾

以上の考察により、国府跡から出土した「郡厨」墨書土器は、いずれも国府所在郡およびその近隣郡のものであり、それらの郡厨家が国府域内での饗応・給食活動に動員されたことを確認した。これらの事例すべてを「便郡」とみなすことには慎重になるべきだが、国府が主導する儀礼・饗宴がおこなわれる際、国府所在郡・近隣郡が物資や労働力を供出したことは認めてよいだろう。このような郡には、多くの酒食を支弁するために食料や食器を集積しておく必要があり、前掲史料12が「甲郡^{まが}応に貯ふべくして乙処に納む」と述べるような状況が生じる一

因となったと思われる。

おわりに

最後に、本稿で論じた点を簡単にまとめておく。

① 国府所在郡の特質の一つに「養郡」がある。これは国司館の新造など、国司の資養のために物資や労働力をまかなう特定郡のことを指すが、国司が私利を計って過度な賦課をおこない、領民を疲弊させたため、国家により禁制が加えられた。

② 「養郡」設置の背景には、「便郡」と称される慣行が存在した。「便郡」は特定の郡に対し、国府運営や国務遂行のための租税・貢進物を負担させたり、正税を優先的に国府財源に充てるなど、地方行政上重要な慣行として国家からも容認されており、国司が運用しやすい国府所在郡や近隣郡、交通の便が良い郡が選ばれた。

③ 「便郡」の活動は、諸国の国府跡より出土した「郡厨」墨書土器からも窺うことができ、国府における饗宴・給食活動のための物資を調達・運搬したり、調理などの労役を負担した。

本稿の考察によって、従来は必ずしも明確でなかった国郡行政と国府所在郡、およびその近隣郡の関係について、その一端が明らかになったと思われる。郡ごとの財政支出については、それぞれの郡が置かれた条件に応じて、支出項目・額が異なっていたことが指摘されている^①。このうち国府周辺の郡については、「便郡」として国府に関する支出・供給機能が期待されていたのである。もちろん「便郡」以外の郡が、国府運営にまったく関与しなかったとは考え難く、状況に応じて遠方の郡にも賦課をおこなった可能性はある。しかしその場合でも、賦課の頻度・多寡は「便郡」に比して少なかったと想定される。

以上、史料的制約から、行論の過程で多くの推論を重ねた。また文書行政や税物の貢納など、国郡行政の主要な部分についてはふれることができなかった。国府の下部機構にあたる郡家と郡家所在郷との関係についても検討する必要があるだろう。これらの問題については今後の課題とし、稿を改めて検討することとしたい。諸賢の御叱正を賜れば幸いである。

註

① 養老職員令70大国条。

② 国務執行の場としては、ほかに「国庁」「国衙」などの用語がある

が、本稿では国内行政の中核をなす国庁所在地という意味をもつ「国府」の語を用いる。

- (3) 加藤友康「国府と郡家」(坪井清足、平野邦雄監修、小林達雄・原秀三郎編「新版」古代の日本七 中部 角川書店、一九九三年)。
- (4) 養老職員令70大国条。
- (5) 渡辺滋「平安期における国衙―結節点としての地方「都市」―」(石川日出志ほか編「交響する古代―東アジアの中の日本―」所収、東京堂出版、二〇一一年)。
- (6) 森公章「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(『在庁官人と武士の生成』所収、吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年)。
- (7) 平川南「古代地方都市論―多賀城とその周辺―」(『律令国郡里制の実像』上巻所収、吉川弘文館、二〇一四年、初出一九九九年)。
- (8) 亀谷弘明「駿河国安倍郡の郷名氏族」(『古代木簡と地域社会の研究』所収、校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇〇年)。
- (9) 川尻秋生「郡充制試論」(吉村武彦編「律令制国家と古代社会」所収、塙書房、二〇〇五年)。
- (10) 森公章前掲註(6) 論文。
- (11) 新日本古典文学大系『続日本紀』二(岩波書店、一九九〇年)、天平十五年五月丙寅条脚注。
- (12) 川尻秋生前掲註(9) 論文では、「新館」を造ると称して資料を私したのらう」としている。
- (13) 川尻秋生前掲註(9) 論文。
- (14) 森公章前掲註(6) 論文。なお川尻氏は「養郡」の対象について、特定の郡とするのみで、特に国府所在郡などには言及していない(川尻秋生前掲註(9) 論文)。
- (15) 佐藤信「国司をめぐる儀礼と場」(『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年、初出一九九七年)。
- (16) 釈文は林隆朗・鈴木靖民編『天平諸国正税帳』(現代思潮社、一九八五年)による。以下、諸国正税帳の引用はすべて同書によった。
- (17) 森公章前掲註(6) 論文。
- (18) 「薩摩国正税帳」高城郡部では、北部の高城・出水郡以外を「隼人十一郡」として行政上区別している。薩摩国においては、このような特殊な事情も考慮する必要があるだろう。
- (19) 森公章前掲註(6) 論文。射水郡家については、現状は越中国府や国分寺などともに高岡市伏木台地上に比定する見解が有力視されている(根津明義「越中国」〔古代交通研究会編「日本古代道路事典」八木書店、二〇〇四年〕)。
- (20) 森田佛「三関」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」六、吉川弘文館、一九八五年)。
- (21) 新日本古典文学大系『続日本紀』五(岩波書店、一九九八年)、延暦八年七月甲寅条脚注。『日本歴史地名大系』二 岐阜県の地名(平凡社、一九八九年)の「不破関跡」項でも、不破関は美濃国不破郡へ移設されたと解している。
- (22) 「類聚国史」巻一九〇風俗 俘囚 弘仁五年二月戊子条・同月癸巳条、『日本後紀』弘仁五年十一月辛巳条。
- (23) 南部の大原・仁多郡も意宇郡に隣接していたが、両郡は『出雲国風土記』大原郡条に「並びに山野の中なり」とあって、北部の諸郡とは山で隔てられており、国府との往来に不便であったことから「便郡」にならなかつたと考えられる。これは「便郡」の選定と、国内の地勢や交通路が深く関連していたことを示唆するものといえよう。
- (24) 「便郡」や「養郡」の設定は国司の裁量によるため、その対象を国府所在郡および近隣郡のみに固定することは慎重になるべきであるが、これらの郡が国郡行政に果たした役割の重要性は留意されてよいだろう(森公章前掲註(6) 論文)。また川尻氏は、「養郡」のように

- 国司が特定郡に対して物資を充て負わす慣行を、「郡充」という用語で表現している(川尻秋生前掲註(9)論文)。国内の物資調達について、それぞれの郡で個別に負担させた場合があったとする氏の理解に異論はないが、本稿における「便郡」は、特に国府所在郡およびその近隣郡を対象とする慣行を指すものと考え、区別して考えている。
- (25) 粟林茂「国府(国府中心施設)の初現形態に関する一試論」(『史友』一一一、一九八九年)。
- (26) 山中敏史「国府の構造と機能」(『古代地方官衙遺跡の研究』所収、稿書房、一九九四年)。
- (27) 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター編「史跡出雲国府跡九総括編」(島根県教育委員会、二〇一三年)。
- (28) 墨書と郡・郷名との対応は佐藤信「出土文字資料から見た出雲国府」(前掲註(27)書)によった。なお同論文は、「莽」「上・都付」「生」墨書土器についても郷名である可能性を指摘するが、対応する郷名を示さなため除外した。
- (29) 佐藤信前掲註(28)論文。
- (30) 神郡の特徴に関しては、大関邦男「神郡について」(『日本歴史』四七〇、一九八七年)などを参照。
- (31) 江口桂「東国国府の景観と道路網」(『古代武蔵国府の成立と展開』所収、同成社、二〇一四年、初出二〇〇八年)、鈴木靖民「古代の相模国―郡家・国府をめぐる地域史像―」(『相模の古代史』所収、高志書院、二〇一四年、初出二〇〇〇年)など。
- (32) 平塚市博物館市史編さん担当編『平塚市史第十一巻下 別編 考古(二)』(平塚市、二〇〇三年)など。
- (33) 平塚市遺跡調査会編「稲荷前A遺跡第一地点」(『山王B・稲荷前A遺跡他』平塚市教育委員会、一九九三年)。
- (34) 平塚市遺跡調査会編「天神前遺跡―第八地点―」(平塚市教育委員会、一九九六年)。
- (35) 平塚市遺跡調査会編「稲荷前A遺跡第三地点」(『山王B・大会原遺跡他』平塚市教育委員会、一九九五年)。
- (36) 平塚市遺跡調査会編前掲註(35)書、荒井秀規「古代相模・武蔵の特産物たる鼓に関するノート」(『大磯町史研究』二、一九九三年)、鈴木靖民前掲註(31)論文。
- (37) 財「市原市文化財センター編『市原市稲荷台遺跡』(市原市教育委員会、二〇〇三年)。
- (38) 水沢市教育委員会編『胆沢城跡―昭和六一年度発掘調査概報―』(水沢市教育委員会、二〇〇三年)、佐久間賢・土沼章一「府庁厨屋の発見」(『考古学ジャーナル』二七五、一九八七年)。
- (39) 田所真「八世紀の墨書土器からみた稲荷台遺跡」(前掲註(37)書)。
- (40) なお稲荷台遺跡に近接する上総国分尼寺北側の坊作遺跡からは、海上郡厨家を表す「海上厨」や「山邊郡立/山」・「市原」・「甘」・「大里」等の郡・郷名墨書土器が出土している(財)市原市文化財センター編『坊作遺跡』(市原市教育委員会、二〇〇二年)。海上・山辺郡は国府所在郡の市原郡に隣接している。「甘」は畔蒜郡甘木郷を示すと考えられ、「大里」は天平十三年(七四一)に安房国が上総国に合併され、再び分立する天平宝字元年(七五七)まで上総国が管轄した旧安房国平群郡大里郷を指すとみられる。坊作遺跡は国分尼寺造営に関わる付属施設と考えられており、上総国分尼寺の造営には国府所在郡である市原郡のほか、近隣に所在する海上・山辺郡、遠方の畔蒜郡や旧安房国平群郡など多くの郡が関与していたことが窺われる。
- (41) 川尻秋生前掲註(9)論文。